

流山市自治基本条例

「市民自治によるまちづくりの推進」のイメージ



市民自治によるまちづくりは、まちづくりに関わる市民等、市そして議会がそれぞれの役割を認識し、それぞれが連携・協力して、市民等のためにまちづくりを推進していくことで自治がさらに深化・発展していくことを目指しています。

- 市民等の多様な意見や要望の把握、集約
- 議会の傍聴

市民等自治の主体

- 市民自治の主体である権利と自覚(第4条)
- 自治会やNPOなどの地域コミュニティへの積極的な参加(第6条)
- お互いを尊重し、協力し合ってまちづくりへ参加(第6条、第36条)
- 市政に参加するときは発言と行動に責任を(第36条)

みんなでつくったまちのルール
みんなでつくるふるさと流山

- 行政サービスの提供
- 地域コミュニティへの支援(第6条)
- 積極的な情報提供(第7条～第9条)
- 個人情報の保護(第10条)

- 市政への参加(第11条～第17条)
- 情報の共有(第7条、第8条)

議会・議員

市民等のために市政を決定していく機関

- 市民等の声をしっかり把握し、市政に反映させる(第4条、第29条、第30条、第31条、第38条)
- 市の仕事のチェック(第29条、第30条)
- 市長との適切な緊張関係

- 条例、予算、決算などの議決
- 市政運営のチェック(第29条、第30条)

- 条例、予算、決算などの議案の提出

市(市長と職員)

市民等のために市政を運営する機関

- 市民等のため誠実で公正な市政の運営(第32条～第35条、第37条、第39条)
- 市民参加と協働の推進(第4条、第11条～第17条)
- 効率的な行政運営と行政評価(第22条～第24条)
- 職員の人材育成(第26条)

4 条例の構造図と構成

条例は全10章、41条の条文で構成しています。

条例はおおむね3階層で構成しています。前文、第1章そして第2章で、「条例の目的や理念」などの基本的な考え方を、第3章から第7章で「自治を推進するための原則や制度」を、そして第8章から第10章で「条例の実効性」を定めています。

「流山市自治基本条例」の構造図

